

長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入に対する通報・連絡体制の導入について

1. 長浜市では、建設工事等（建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託）について、平成20年7月1日より入札公告又は入札通知する案件から、「長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について」を特記仕様書に追記することとなりましたので、お知らせいたします。
2. この特記事項は、長浜市が発注する建設工事等において、請負者が暴力団員等（暴力団の構成員及びその関係者その他市発注工事等に対して不当な要求又は業務の妨害をしようとするすべての者）から不当介入を受けた場合に、長浜市及び長浜警察署への通報等を義務付けるものです。
3. この通報等の義務を怠った場合、長浜市指名停止基準要綱により指名停止となります。

平成20年7月1日

長浜市総務部契約検査課

建設工事等における不当介入の通報・連絡体制

